

# 建設技術審査証明事業

研究第二部 主任研究員 鶴飼貴昭

## 1 建設技術審査証明事業の創設の経緯

民間における研究開発の促進及び新技術の建設事業への適正かつ迅速な導入することを目的として、旧建設省において、「民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定（建設省告示第1451号、1987）」（以下、「認定規定」という。）が告示された。JICEを含む14の公益法人は、この認定規定に基づき「大臣認定事業の実施機関（以下、「大臣認定機関」という。）として順次認定を受けて、それぞれ大臣認定機関の設立目的に合致する建設分野について、民間で自主的に開発された技術の内容を技術審査・証明し、新技術の活用を促進すべく普及活動を行う「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」を実施してきた。

またJICEは、大臣認定機関として昭和62年に建設大臣の認定を受けて以来、平成12年末まで43件の技術の審査・証明を終え、普及活動に努めてきた。

ところが、公益法人の行政代行的行為等の透明化を図る目的で「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準（平成8年9月20日）」が閣議決定されたことを受けて、国土交通省は昨年の中央省庁再編を機に認定規定を廃止し、これに伴い、同事業は終了することとなった。

それまでの間、大臣認定機関が行政並びに民間の中立的な立場に立ち双方のニーズの融合を目指して取り組んできたこと等から、同事業の建設分野における公益的な事業としての位置付けが定着してきたこととともに、行政並びに民間から同事業に対して寄せられる期待は依然

として高いものがあった。

大臣認定機関は、このような背景から、認定規程の廃止後は新たな仕組みで同事業を継続して実施することとし、「建設技術審査証明協議会」を設立して、公益法人が主体的となって公益的かつ自主的に実施する「建設技術審査証明事業」を創設することとした。

## 2 建設技術審査証明協議会の設立及び組織構成と活動

平成13年1月10日に、民間における研究開発の促進及び新技術の建設事業への適正かつ円滑な導入に資するため、これまで建設大臣告示に基づいて「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」を実施してきたJICEを含む14の

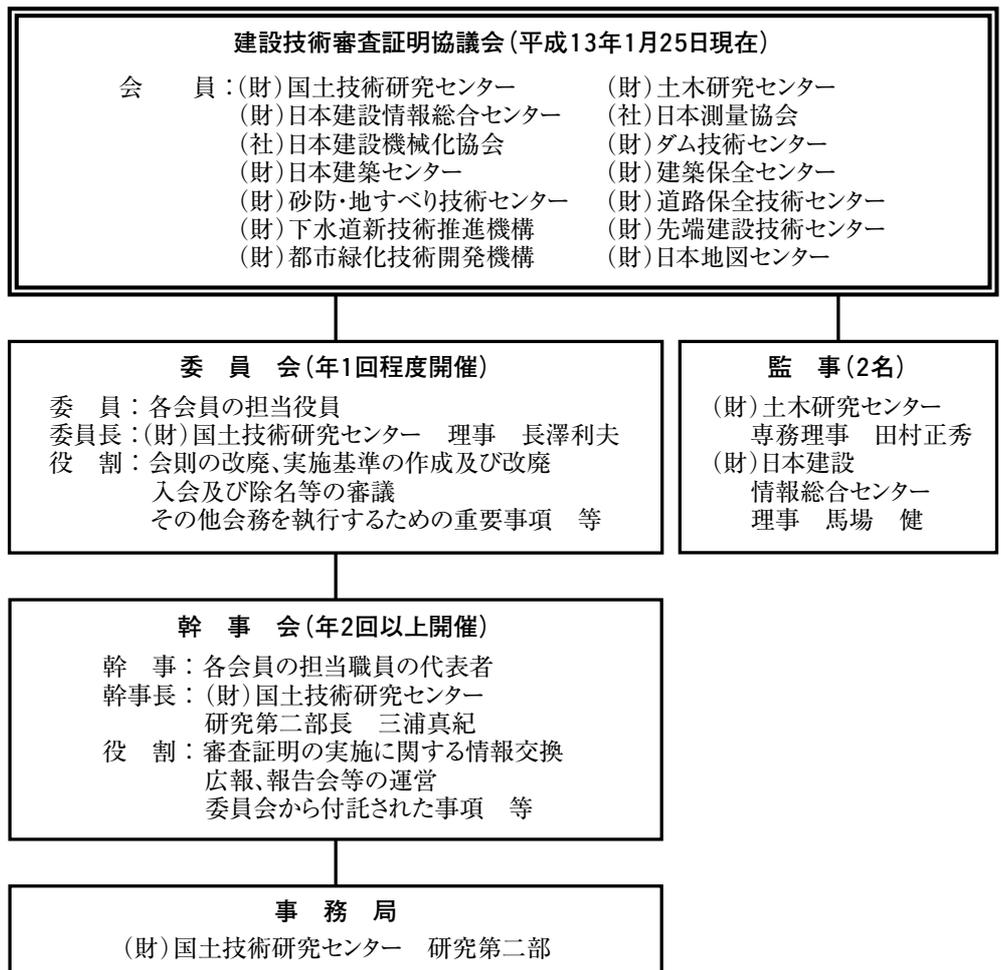


図-1 建設技術審査証明協議会の体制

公益法人（大臣認定機関）の代表者が設立発起人となって「建設技術審査証明協議会（以下、「協議会」という。）」を設立した。この協議会の目的は、協議会の会員が実施する「建設技術審査証明事業」の透明性、公平性及び客観性の確保並びに社会的信頼性の維持を図り、もって建設技術の向上に寄与するものとした。

協議会の組織構成は、各会員から選任された役員による委員会と各会員の建設技術審査証明事業を担当する職員から選任された職員による幹事会により構成するものとした。また監査は、委員長が所属する会員以外の会員の委員以外の役員を2名置くものとした（図-1）。

協議会の主な活動内容は、

- ①建設技術審査証明事業実施基準の作成等
- ②建設技術審査証明事業の実施に関する情報交換
- ③建設技術審査証明事業の広報及び普及活動等とした。

協議会の初代委員長はJICE理事の長澤利夫、幹事長はJICE研究第二部長三浦真紀（前）が選任され、事務局はJICE研究第二部となり、公益的な視点から活動を行うこととなった。

### 3 建設技術審査証明事業

「建設技術審査証明事業」は、「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」の主旨を継承して、公益的な事業として新たに展開しようとするものであり、その実施にあたっては、各会員の代表者の責任において行うものである。

また実施にあたっては、協議会が定めた「建設技術審査証明事業実施基準」に基づき各会員が自主的に定めた実施要領に従うものとし、民間において自主的に研究・開発された建設技術について、依頼された新技術の技術内容を権威ある学識経験者等により構成される委員会等で技術の審査を行い、その結果を客観的に会員代表者が証明し、その技術の普及活動に努めるものとした。

JICEが実施する「建設技術審査証明事業（一般土木工法）」は、その対象技術を「道路、河川、海岸等の土木施設の構築、

撤去、管理に係わる施工技術」とした。また技術審査の方法は、審査対象技術の関して権威ある学識経験者等の中からJICE理事長が選任した複数名の者からなる技術審査委員会を設置して、そこで、国等が定める技術指針等を参考に、審査対象技術の公共事業への実用に即した性能の確認を主眼として技術審査の基準を定め、客観的に審査を行うこととした。

審査証明が終了した技術については、JICEは、技術審査の結果を冊子等に取りまとめて国土交通省をはじめとする関係団体等へ配布するとともに、JICEホームページ等にその内容を掲載して、普及活動に努めることとしている。

JICEは、平成14年1月現在で、4件の技術審査を実施中である。

## 4 審査章

審査章（図-2）は、建設技術審査証明事業によって、審査・証明された建設技術であることを証とする標章として、協議会が定め、審査、証明された建設技術の汎用を図る際に付することができるものである。

なお、審査章のデザインは、優れた工人で古代最大の発明家ダイタロスの像と中国最古の「技」の文字からなり、西洋の技術と東洋の技術の融和的位置に新しい建設技術が多く見いだされること、さらにこれらの技術と建設技術審査証明事業が太陽のように光り輝くものでありたいという願いを含め、協議会を代表してJICEが作成したものである。



図-2 審査章